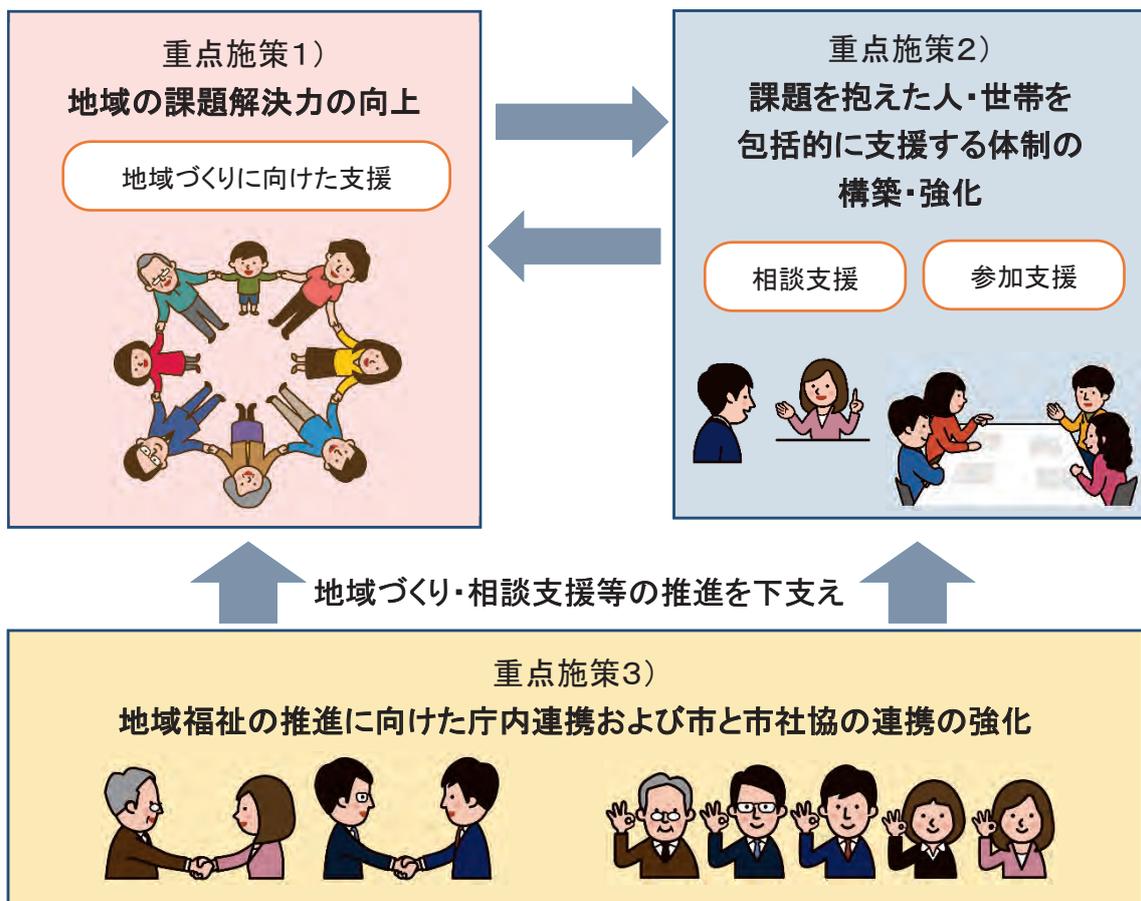


重点施策について

本計画をより効果的・効率的に推進するため、今後5年間において、特に重点的に取り組む基本施策を「重点施策」として設定しています。

重点施策では、地域共生社会の実現に向けて「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するために国が創設した重層的支援体制整備事業を活用した取り組みなどを実施することで、本市における地域共生社会の実現をめざします。

【重点施策のイメージ】



1) 地域の課題解決力の向上 基本施策1-3

地区社協は、地域住民の最も身近な地域を基盤として、地域の生活・福祉課題を「私達の課題」として受け止め、みんなで解決に向けて協議、活動し、「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに暮らしつつけることができるまちづくり」を実現するために、地域住民主体で組織された任意団体です。

前計画では「地域の課題解決力を育む地区社協づくり」を重点的な取り組みに設定し、「地区社協 大和郡山モデル」の構築に向けて、各地区社協において具体的な活動とその活動の基盤づくりを行うモデル事業を展開し、各地区が抱える課題の解決に向けた具体的な活動が生まれています。

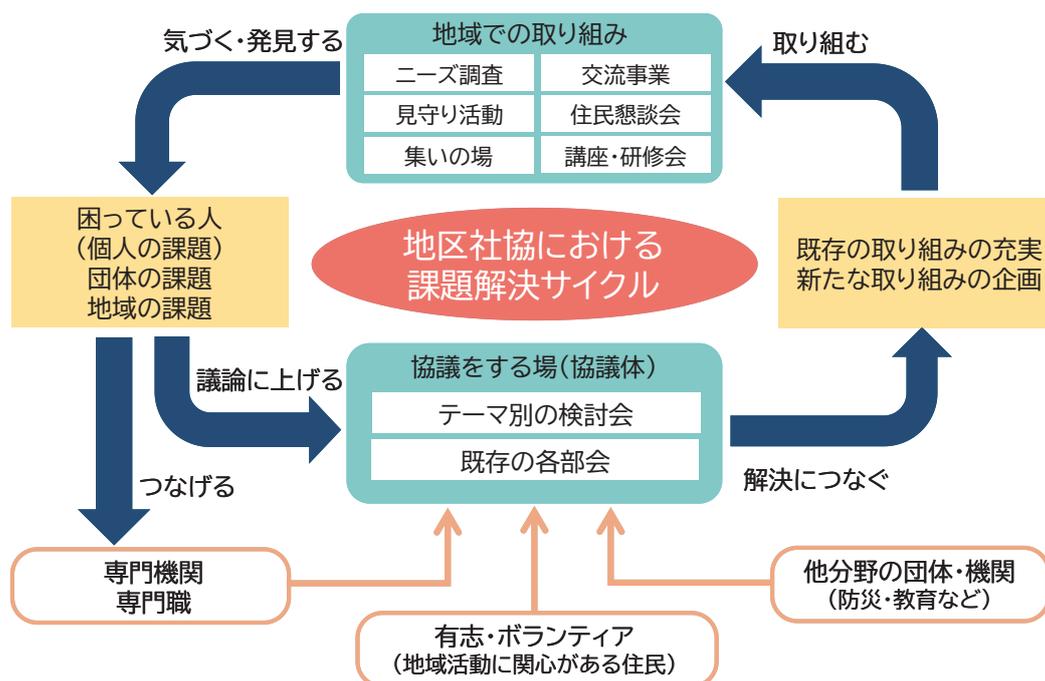
地域で行われている様々な取り組みから生まれた気づきや地域課題について具体的な取り組みを進めていくためには、「協議をする場」（以下、「協議体」という。）の設置が重要となります。なお、協議体とは、定期的な情報共有や連携強化、課題解決のための取り組みの検討などを目的として設置される「話しあいの場」です。

本計画では、すべての地区社協圏域において地域の実情にあった協議体の設置を進めていき、移動支援等の地域での支えあいの仕組みづくりの創出につなげます。

一方、地域が抱える課題は、住民同士の協働や協議だけで解決できる問題ばかりではなく、専門機関・専門職をはじめ、他分野の団体・機関の参画など、従来の枠組みを超えた団体との連携が必要となっています。また、地区社協は地縁団体の代表者を中心として組織されているため、地域課題に対する継続的な支援活動（見守りや生活支援など）を地区社協構成員だけで担い続けることは難しい面があり、困りごとを抱えた住民に対する支えあい活動に参画できる住民の有志やボランティアの力も必要となります。

そこで、本計画では、地区社協だけではなく、専門機関・専門職、住民の有志・ボランティア、他分野の団体・機関が連携し大きな力を発揮できるよう、多様な主体の協議体や地域での具体的な取り組みへの参加・参画などを促進することで、支えあいのための組織づくりも進めていきます。

【地区社協 大和郡山モデル】



めざす大和郡山の姿（再掲）

- 地域住民や専門職などをはじめとする多様な主体が、連携・協働して、地域課題を共有し、その解決に取り組んでいます。

めざす大和郡山の姿の実現を測る指標

| 指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) |
|--|------------------|-----------------|
| テーマ別で協議をする場（協議体）の設置数 | 8か所 | 12か所 |
| 支えあいの仕組みの立ち上げ件数 | 2件 | 8件 |
| 自分の住む地区で地域の抱える課題について住民同士で解決に向けた取り組みをしていると思う市民の割合 | 18.9% (令和4年度) | ↗ |

◆テーマ別で協議をする場（協議体）



矢田地区「移動支援部会」



治道地区「はるみち・わかもの会議」



筒井地区「見守り意見交換会」



支えあいネットワーク会議
〔各地区社協での取り組みについて
情報交換・課題共有〕

2) 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化 基本施策2-2

複合的な課題や社会的孤立などのケースでは、必要かつ適切な相談・支援につながりにくくなっている一方で、単独分野での支援などの対応が困難なケースが増加、常態化しており、課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化が喫緊の課題となっています。

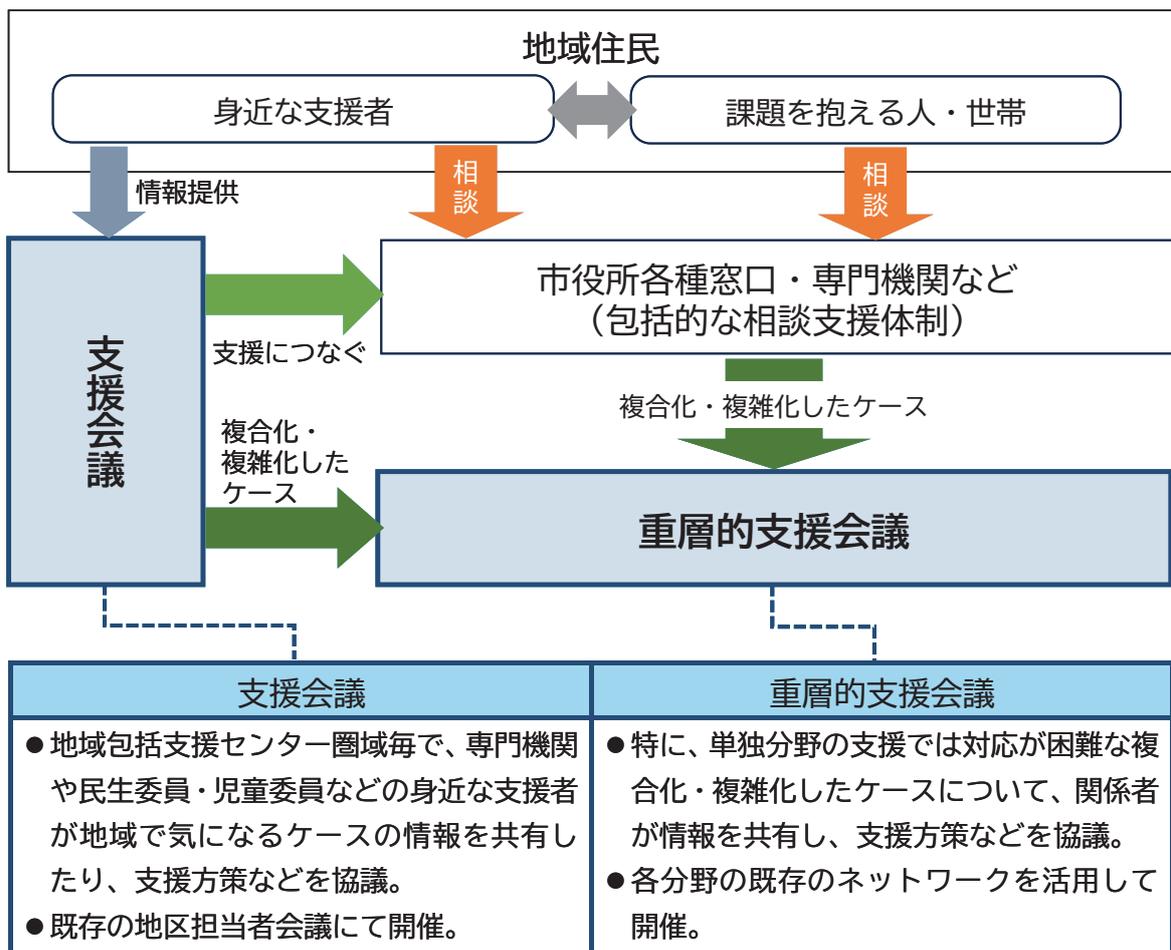
前計画では「地域包括支援センター圏域での仕組みの強化」を重点的な取り組みに設定し、同圏域で地域福祉に関わる様々な分野の専門職が包括的に相談支援に取り組めるよう、地区公民館等への地域包括支援センター機能の設置をはじめ、多機関連携の基盤となる地区担当者会議の機能強化、各分野での相談支援の充実などに取り組んできました。

本計画では、引き続き、あらゆる分野において相談支援機能を強化していくとともに、「支援会議（下記イメージ図参照）」の設置・運用などを通じて、地域包括支援センター圏域での包括的な相談支援体制の拡充を図ります。

また、単独分野の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題に対応するため、「重層的支援会議（下記イメージ図参照）」の設置・運用などを通じて、分野・対象者にとらわれることなく、包括的な相談支援体制の構築・強化に取り組めます。

さらに、包括的な相談支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる権利擁護支援体制の構築・強化にも取り組めます。

【支援会議と重層的支援会議のイメージ】



めざす大和郡山の姿（再掲）

- 課題・不安を抱える人や支援が必要な人が、適切な支援を受けることができます。
- 複合的な課題を抱える人・世帯が、分野や対象者などに関係なく、包括的な支援を受けることができます。

めざす大和郡山の姿の実現を測る指標

| 指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 | |
|--|------------------|-----------|----------|
| | | (令和6~8年度) | (令和10年度) |
| 支援会議の設置・運用 | — | 設置・運用 | 拡充 |
| 重層的支援会議の設置・運用 | — | 設置・運用 | 拡充 |
| 身近な地域で相談できる環境が充実している と思う市民の割合 | 18.0% (令和4年度) | — | ↗ |
| 相談開始から課題が解決するまで継続的に 支援してくれると思う市民の割合 | 17.4% (令和4年度) | — | ↗ |



3) 地域福祉の推進に向けた庁内連携および市と市社協の連携の強化 基本施策3-4

地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していく中で、市における庁内連携と市と市社協の連携強化が非常に重要となります。

包括的な支援体制の構築に向けては、分野横断型の相談支援体制を構築・強化していくためには、それを可能にする庁内連携の推進が必要不可欠となります。また、地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働による地域づくりを進めていくためには、市と市社協の連携が必要不可欠となります。

本計画では、包括的な相談支援の構築・強化をはじめ、支援会議及び重層的支援会議などをバックアップするための重層的支援体制整備事業庁内担当者会議の推進、重層的支援体制整備事業計画の策定などを通じて、庁内連携と市と市社協の連携の強化に取り組みます。また、市及び市社協において包括的な支援や地域づくりなどを担っていく人材育成を進めます。

めざす大和郡山の姿（再掲）

- 庁内の分野横断型の連携体制および市と市社協の連携体制の構築・強化、市・市社協の人材育成などにより、地域福祉のマネジメント機能が強化されています。

めざす大和郡山の姿の実現を測る指標

| 指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 | |
|--|----------------|-----------|----------|
| | | (令和6～8年度) | (令和10年度) |
| 重層的支援体制整備事業庁内担当者会議の設置・運用 | — | 設置・運用 | 運用 |
| 重層的支援体制整備事業計画の策定・推進 | — | 策定 | 推進 |
| 市職員及び関係機関専門職等を対象とした地域共生社会の実現に向けた研修会の開催 | — | 開催 | 拡充 |

